

2025 年 1 月 31 日

明治安田アセットマネジメント株式会社

「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定について

明治安田アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 中谷 友行、以下「当社」）は、「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定を行いました。改定後のガイドラインは、2025 年 4 月以降に開催の株主総会より適用を開始します。

当社は、企業との対話等を踏まえて、定期的にガイドラインの内容を精査し、必要に応じて改定を行っています。また、改定後のガイドラインについて、適用日よりも事前に開示することで、次の株主総会までの十分な準備期間の確保と、投資先企業との効果的な対話機会の増加を目指しています。

今回の改定は以下の下線部です（詳細は[こちら](#)をご覧ください）。

● 2. 取締役の選任（2）反社会的行為（法令違反、行政処分等）基準

「以下のいずれかの基準により、原則、代表取締役の再任に反対する」を、

「以下のいずれかの基準により、原則、代表取締役の再任に反対することを検討する」と変更

● 2. 取締役の選任（3）社外取締役基準

「^注①の独立性については以下のいずれかの基準で判断する。但し、経歴等から見て高く企業価値向上に資する候補者である場合には賛成することも検討する」を、

「^注①の独立性については以下のいずれかの基準で判断する。但し、経歴等から見て、再生支援の実績を有する等、高く企業価値向上に資する候補者である場合には賛成することも検討する」と変更

● 2. 取締役の選任 (3) 社外取締役基準 ① b.

「過去 1 年以内に当該会社の主要取引先(売上 3%以上)、当該会社を主要取引先とする会社等の業務執行者でないこと」を、

「過去 1 年以内に当該会社の主要取引先(売上 3%以上。なお、当該会社が金融機関の場合は貸出先等を含むが、原則として貸出金残高等の多寡は考慮しない。以下同じ)、当該会社を主要取引先とする会社等の業務執行者でないこと」と変更

● 6. 役員報酬 (3) 株式報酬 ①ストックオプション、②現物型株式報酬

「発行済株式数の 5%以上が付与される場合」を、

「発行済株式数の 5%以上が累積で付与される場合」と変更

なお、当社のお客さまの利益極大化に資することが議決権行使の目的であり、対象企業の状況等を踏まえ、ガイドラインと異なる判断が適切と考えられる場合は別途協議を行い、ガイドライン以外の内容での行使も可能とします。

今後も議決権行使指図にかかる高度化を進め、インベストメント・チェーンの一員を成す機関投資家としての機能を発揮し、資本市場の発展と持続可能な社会の形成に貢献してまいります。

以上